定　　款

（商号）株式会社ゼネラル・オイスター

定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）

第　１　条　当会社は、株式会社ゼネラル・オイスターと称し、英文ではGeneral Oyster,Inc.と表示する。

（目　　的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

１．飲食店、レストラン、バー、リゾート施設、宿泊施設の経営及びコンサルティング
２．食品、水産物の加工、輸出入、卸売及び販売
３．酒類の製造及び販売
４．魚介類の養殖
５．魚介類の種苗生産及び販売
６．不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介

７．健康食品の製造、販売、輸出入、流通及びコンサルティング
８．化粧品、医薬品、医薬部外品の研究開発、製造、販売及び輸出入
９．キャラクター商品、玩具の企画、製造及び販売
１０．物流センターの運営業及びコンサルティング
１１．農場、農園の経営及び畜産物、農産品の生産、加工、販売並びに輸出入
１２．食品衛生管理に関する機器及び商品の販売
１３．太陽光等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電
１４．太陽光等の再生可能エネルギー資源を利用した発電所の施設運営及びそれらの支援・コンサルティング業務
１５．前各号の事業を営む企業に対する投資
１６．前各号に附帯する一切の業務

２．　当会社は、前項各号及びこれに付帯

または関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行なう。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、４８０万株とする。

（自己株式の取得）

第６条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８０条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関

する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１１条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株

主または登録株式質権者とすることができる。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）

第１２条　定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　取締役及び取締役会並びに監査等委員会

（取締役会及び監査等委員会の設置）

第１８条　当会社は取締役会及び監査等委員会を置く。

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、７名以内とする。

２．　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２１条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．　増員により、または補欠として選任

された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。

４．　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

５．　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

２．　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長１名を選

定し、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第２５条　監査等委員会の招集通知は、各監査委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２６条　取締役会の決議は、取締役の過半数

が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（監査等委員会の決議方法）

第２７条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２８条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２９条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第３０条　取締役会における議事の経過の要領

及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会の議事録）

第３１条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第３２条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（監査等委員会規程）

第３３条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（取締役の報酬等）

第３４条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定

める。

（取締役の責任免除）

第３５条　当会社は社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第３６条　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第３７条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３９条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第６章　計　　算

（事業年度）

第４０条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から（翌年）３月３１日までとする。

（期末配当金）

第４１条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第４２条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当の除斥期間）

第４３条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

上記は、定款の原本の写しに相違ありません。

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号

株式会社ゼネラル・オイスター

代表取締役　　渡　　邊　　一　　博